

最上町農業委員会 30回総会議事録

日 時 令和7年10月27日(月)10時00分～
場 所 最上町役場 3階 大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 渡部 浩栄

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席状況(9名)

1番 大場 充	2番 松田満理子	4番 佐藤真由美	5番 中島日出夫
7番 藤畑 智	9番 渡邊 紀栄	10番 五十嵐一春	11番 小林 吉雄
12番 渡部 浩栄			

2. 会議に出席した農地利用最適化推進委員(5名)

菅 幸志	須貝 英幸	佐藤さゆり	齊藤 和広
菅 惇			

3. 会議に出席した職員

事務局長 野口 勝世	庶務係長 後藤 卓哉	事務補助員 長島美由紀
------------	------------	-------------

4. 会議に付議した事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について

【開 会】

議 長 : 只今より、最上町農業委員会第30回総会を開催致します。本日の出席委員は9名です。定足数に達しておりますので総会は成立しております。推進委員は、高橋孝彰委員が欠席となっております。

【会期の決定】

議 長 : 日程第4、会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は本日1日限りといたします。
これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第5、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、議席番号4番 佐藤真由美委員、5番 中島日出夫委員 両名にお願い致します。

【議 事】

議 長 : それでは、日程第6、議事に入ります。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 議案書1ページにあります報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の提出が下記のとおりであったので、可否を決定しようとするものであります。2件あります。

令和7年10月27日提出
(報告第1号 朗読説明2件)

議長 : ただ今事務局より、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明がありました。

質疑に入りますが、会議規則第11条により「委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされているため、初めに1番について、質問、意見はありませんか。

ご意見は無いようですので、申請番号1番について賛成する方の挙手をお願いします。

全員賛成ですので、報告第1号 申請番号1番については承認されました。

続きまして申請番号2番について質疑に入りますが、小林吉雄委員が関係する案件になりますので、退席をお願いします。

(小林吉雄委員 退席)

それでは報告第1号 申請番号2番について質問、意見はありませんか。

ご意見は無いようですので、申請番号2番について賛成する方の挙手をお願いします。

全員賛成ですので、報告第1号 申請番号2番については承認されました。

(小林吉雄委員 入室)

小林吉雄委員にお伝えします。申請番号3番については全員賛成で承認されました。

議長 : 続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは、議案書3ページにあります議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書」の提出が下記のとおりであったので、同条第1項の規

定により可否を決定しようとするものであります。3件あります。

令和7年10月27日提出

(議案第1号 朗読説明3件)

議長 : ただ今事務局より、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明がありました。

本件について、調査委員報告があります。はじめに申請番号1番及び2番について、11番小林吉雄委員、報告よろしくお願ひいたします。

11番小林委員：現地調査報告

議長 : ご苦労様でした。続きまして、申請番号3番について、私から報告いたします。

(渡部会長報告)

ただいま 議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」調査員報告がありました。議案第1号について、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑応答)

無いようですので、採決致します。議案第1号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案どおり決定致しました。

議長 : 続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局より説明お願ひ致します。

事務局 : それでは、議案書7ページにあります議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案を下記のとおり作成したので委員会の決定を付すものです。9件あります。

令和7年10月27日提出

(議案第2号 朗読説明9件)

議 長 : 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の公告について」事務局より説明がありました。

報告第 1 号同様、会議規則第 11 条により「委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされているため、申請番号 1 番以外の 8 件について、質問、意見はありませんか。

1 番大場委員 : 米価の上昇により、契約額に変化はあったのか。

事 務 局 : 契約額については現状維持がほとんどであるが、現物でもらっている方は、米価により変化はあると思う。

議 長 : ほかにありませんか

齋藤推進委員 : 関連で貸し借りの問題の相談を受けているか。

事 務 局 : 昨年度の案件で年明けに相談があったが、今年の方としてはまだない。契約については、農地法 3 条か中間かの二択になるが、中間は現金一択なので現金を受け取りそれで米を買ってもらうことになる。3 条は現物でも OK となっている。

他にありませんか。無いようですので、議案第 2 号 申請番号 2 番から 9 番について、採決いたします。

議案第 2 号申請番号 2 番から 9 番について、賛成の方、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号 申請願号 2 番から 9 番までは、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 2 号の申請番号 1 番について質疑に入りますが、小林吉雄委員が関係する案件になりますので、退席をお願いします。

(小林吉雄委員 退席)

それでは議案第2号 申請番号1番について質問、意見はありませんか。

ご意見は無いようですので、議案第2号 申請番号1番について賛成する方の挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番については承認されました。

(小林吉雄委員 入室)

小林吉雄委員にお伝えします。申請番号1番については全員賛成で承認されました。

【その他】

議長： 日程第7、その他について、事務局からありますか。

事務局説明

【閉会】

議長： 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。最上町農業委員会第30回総会を閉会いたします。

午前10時45分 終了

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____